

## 北区公共施設再配置方針検討委員会設置要綱

6北政企第3165号

令和6年6月6日区長決裁

### (目的)

第1条 北区における公共施設のあり方を様々な面から検討し、北区公共施設再配置方針を再検証するため、東京都北区公共施設再配置方針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、公共施設再配置方針その他必要な事項について検討し、報告する。

### (構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 3名
- (2) 政策経営部長
- (3) 総務部長
- (4) 地域振興部長
- (5) 福祉部長
- (6) 子ども未来部長
- (7) 教育振興部長

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要と認めるときは、同項に規定する委員以外の者を委員に委嘱又は任命することができる。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員会が第2条の規定による報告を行ったときに満了する。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けた

ときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、検討に関する透明性を確保するため、検討経過の記録を保存するものとする。
- 5 会議は、原則として非公開とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営については、委員長が定める。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、政策経営部経営改革・公共施設再配置推進担当課長において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、政策経営部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年6月6日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条の規定による報告が行われた日限り、その効力を失う。